

# 第67回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## ■事業報告

主要な事業内容	1
主要な営業所および工場	1
会社の新株予約権等に関する事項	2
会計監査人の状況	3
業務の適正を確保するための体制	4
会社の支配に関する基本方針	8
剰余金の配当等の決定に関する方針	10

## ■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	11
連結注記表	12

## ■計算書類

株主資本等変動計算書	23
個別注記表	24

## 株式会社アシックス

本内容は、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.asics.com/jp/>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。なお、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類ならびに監査等委員会が監査した事業報告は、第67回定時株主総会招集ご通知に記載の各書類と本内容とで構成されております。

## 主要な事業内容

### 各種スポーツ用品等の製造および販売

パフォーマンスランニング	ランナーが快適に走ることができ、優れたパフォーマンスを発揮できるように機能性をもたせたランニングシューズを展開するカテゴリー
コアパフォーマンススポーツ	陸上競技、テニス、バレーボールなどの競技スポーツ用のシューズを展開するカテゴリー
スポーツスタイル	ランニングやトレーニングをライフスタイルに取り入れ、楽しむファンランナー向けのランニングシューズやデザイン性に優れカジュアルにスニーカーとして使用できるシューズを展開するカテゴリー
アパレル・エクイップメント	アシックスブランドおよびアシックスタイガーブランドで、競技用ウエアや日常のファッションアパレルなどを展開するカテゴリー
オニツカタイガー	社名をアシックスとする1977年まで、かつて競技用だったシューズを、2002年に洗練されたスタイルを求めてスポーティなファッションブランドとして復刻したブランドを展開するカテゴリー

## 主要な営業所および工場

### ①当社

名 称	所 在 地
本店	兵庫県神戸市
アシックススポーツ工学研究所	兵庫県神戸市

### ②重要な子会社

会 社 名	所 在 地
アシックスジャパン株式会社	東京都江東区
アシックスアメリカコーポレーション	米国
アシックスヨーロッパ B.V.	オランダ
亞瑟士 (中国) 商 貿 有 限 公 司	中国
アシックスオセアニア PTY.LTD.	オーストラリア
アシックスアジア PTE.LTD.	シンガポール
アシックスブラジルリミターダ	ブラジル
アシックスコリアコーポレーション	韓国
ホグロフス A B	スウェーデン
山陰アシックス工業株式会社	鳥取県境港市
アシックスアパレル工業株式会社	福井県越前市

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権等の内容の概要

区分 (発行決議の日)	新株予約権 の総数	新株予約権の 目的である株 式の種 類 および数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	新株予約権を 行使すること ができる期間	新株予約権の 行使の条件	保 有 人 数
第5回新株予約権 (2017年4月26日)	334個	当社普通株式 33,400株	1株当たり 1,670円	1株当たり1円	2020年5月30日から 2047年5月29日まで	(注) 1、2	当社取締役 1名 (社外取締役を除く)
第6回新株予約権 (2018年4月20日)	295個	当社普通株式 29,500株	1株当たり 1,786円	1株当たり1円	2021年5月19日から 2048年5月18日まで	(注) 1、2	当社取締役 2名 (社外取締役を除く)

- (注) 1. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができません。
2. その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途  
定めております。

### (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内容	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	61百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、前事業年度の監査計画と監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積もりの相当性について判断した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である合意された手続業務を委託しております。

## (4) 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算関係書類の監査

当社の一部の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

## (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると監査等委員会が判断した場合、または会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査等委員会が会計監査人の監査能力に問題があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

## 業務の適正を確保するための体制

### ①内部統制基本方針

当社グループは、企業精神である「ASICS SPIRIT」、「アシックスCSR方針」および「コーポレートガバナンス基本方針」に則り、会社法および会社法施行規則に基づいて、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

#### (i) 企業活動の基本方針

当社グループは、「ASICS SPIRIT」に掲げた創業哲学、「健全な身体に健全な精神があれかし - "Anima Sana In Corpore Sano"」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technology - スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、以下の「アシックスの理念」をもって事業運営を行う。

- ・スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
- ・私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
- ・健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
- ・個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

#### (ii) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、上記の基本方針を根底におき、主として遵法活動および企業倫理の観点から企業行動のあり方を、「アシックスCSR方針」に定めるとともに、これを役員および使用人一人ひとりの行動に具体化した「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本とする。

「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーの徹底を図るため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスへの取り組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員および使用人が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行う。

内部監査部門は、社長の直轄組織とし、単独であるいは監査等委員会・会計監査人と連携して、当社グループのコンプライアンスの状況等を監査し、社長、各取締役、執行役員ならびに監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員（以下、「選定監査等委員」という。）に直接報告を行う。

当社グループは、「グローバル内部通報方針」に基づき、当社グループを対象としたグローバル内部通報システムを置き、役員および使用人ならびにビジネスパートナーが「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを逸脱する行為を知り、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、通報窓口において、専用メール、電話、手紙などでの連絡・相談を受け付け、コンプライアンス委員会が事態の迅速な把握および是正を行う。コンプライアンス委員会は、状況を適宜、監査等委員会または選定監査等委員に報告する。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを行わない。

また、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。

### (iii) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程等において、また、担当業務の委嘱等により、責任者およびその責任、執行手続等を明確に制定し、代表取締役および執行役員に業務執行を行わせる。

代表取締役および執行役員は、取締役会において制定された長期ビジョン、中期経営計画および各事業年度の経営計画に基づき、全社的な目標設定を行うとともに各部門および各子会社の具体的目標を設定し、月次、四半期毎の業績管理を行う。

取締役会は、定例的に開催し、法定決議事項のほか当社グループの重要な経営方針、重要な業務執行に関する一定の事項の決定を行うとともに、代表取締役および執行役員の業務執行状況の監督等を行う。

当社は、取締役会決議事項その他当社グループの経営に関する重要事項の審議を行い、取締役会の機能強化と経営の機動的な意思決定を行うため、会長、社長および会長または社長が指名した者を出席者とする経営会議を定例的に開催する。

また、当社は、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度により、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を行う。

### (iv) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスクマネジメント規程に基づき、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会およびリスクマネジメントチームを設置する。リスクマネジメント委員会は、危機発生の回避および危機発生時の損失を最小化するために、ビジネス戦略に伴う優先して対応すべきリスクの特定と担当部門を決定し、リスクを総括的に管理する。また、その活動を取締役に年2回報告する。各部門から選出されたリスクオーナーは、担当するリスクに対する低減アクションをリードし、進捗管理を行う。リスクマネジメントチームは、リスクマネジメント全体が有効かつ適切に行われるようモニタリングする。

当社グループは、クライシスマネジメント規程に基づき、危機管理担当役員を設置する。危機管理担当役員は、危機に発展する可能性のある事件および事故を認知した際には、同規程に定められた方法および経路で速やかに会長・社長へ報告を行うとともに、同規程にあらかじめ定められた緊急事態レベルに応じて、危機対策本部を設置する。また、危機管理担当役員は、危機対策方針とコミュニケーション戦略等を決定し、対外交渉および公表を統括し、対策・改善策等の実施を指揮する。

内部監査部門は、定期的にリスク管理状況を監査する。

### (v) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループは、法令、社内規程に基づき、業務執行に係る情報、議事録および関連資料、その他の重要な情報・文書等の保存を行う。取締役、監査等委員会および選定監査等委員は、常時これらの文書を閲覧できる。また、情報管理については、情報セキュリティポリシーなど情報管理に関する社内規程に基づいて行う。

職務権限規程に基づく稟議決裁事項に関しては、申請内容と決裁状況を電子化により可視化し、決裁権限保有者の決裁の記録を電子データで保存する。



**(vi) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社グループ各社の業務執行の適正を確保し、グループの総合力の発揮と統制を行うため、当社執行役員または担当部門責任者等がグループ各社の取締役、監査役または各部門責任者等に就任することとする。定期的に開催する当社グループ各社の取締役会においては、重要事項の決定と業務執行状況の報告を行うが、グローバルレベルでのグループ全般に関わる重要な事項および各社の経営計画については、当社に報告し、承認を得なければならないこととする。また、当社グループ各社の代表者は、当社の基準に準拠して各社が定めた職務権限規程に基づき、効率的に業務運営できる権限と責任を有するが、当社が定める個別の重要な事項については当社に報告し、承認を得なければならないこととする。

内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を行い、当社グループの業務全般についての統制状況等の監査を実施し、社長、取締役および執行役員ならびに監査等委員会または選定監査等委員に直接報告を行う。

また、財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上の仕組みを構築する。

**(vii) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性等に関する事項**

監査等委員および監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置する。

監査等委員会事務局は、監査等委員会の指示に基づき、各部門および各子会社に対して、監査等に必要な情報の提供を求めることができる。監査等委員会事務局は、監査等委員会の指示に基づき、内部監査部門および子会社監査役との間の連絡・調整を行い、監査等に関する情報共有を補助する。

また、監査等委員会事務局の使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課および懲戒処分は、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

**(viii) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびにその他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制**

選定監査等委員は、取締役会・経営会議・リスクマネジメント委員会などの重要会議への出席および当社グループの役員および使用人との情報交換ならびに稟議書・報告書等の閲覧を通じて、当社グループ経営全般の状況を把握する。また、監査等委員会は、会計監査人との協議を適宜行うとともに、以下の事項について適宜、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または取締役会から報告を受けることとする。

- ・取締役・使用人の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・重要な情報開示事項
- ・グローバル内部通報システムに通報された事実等

当社グループは、役員および使用人が監査等委員会および選定監査等委員からの情報提供依頼に対し、迅速かつ円滑に情報提供することができる体制を整えるとともに、情報提供をした役員および使用人に対しては不利益な取扱いを行わない。

当社は、監査等委員会または監査等委員からの求めに応じ、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用（弁護士、公認会計士等の外部専門家から助言を得るための費用を含む。）の前払または償還ならびに債務の処理を行う。

## ②内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記のとおり、「内部統制基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しています。当該基本方針について毎年見直しを行うとともに、適宜取締役会に報告し、より適切な内部統制システムの構築に努めています。また、内部統制システムの運用上の問題点について、是正・改善し、必要に応じて再発防止の取組みを実施しました。

引き続き取締役会の実効性を高めるため、取締役会の重要案件に関する事前説明および定期報告の強化、重点討議事項の新設、各カテゴリー責任者による社外取締役への情報共有など、取締役会の効率的な運営を促進しました。また、株主の皆様のご意見を反映するため、IR・SR活動報告の強化に努めました。

リスクマネジメントにつきましては、全社のビジネス戦略に伴う優先的に対応すべき新規リスクの特定・分析・損失回避策の確認を行い、ならびに、継続リスクについては半期に一度リスク低減プロセスの進捗アセスメントを行い、リスクマネジメント委員会および取締役会にて報告しました。

クライシスマネジメントにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、クライシスマネジメント規程に基づき、危機対策本部を設置し、グローバルレベルでの継続的な情報収集を行い、役員・従業員の感染防止対策の徹底や各地域・各部門と連携し、コロナ禍で想定される事業リスク特定とその対応策を講じ、事業活動への損失の最小化を図りました。

コンプライアンス経営の強化を図るため、グローバルレベルでコンプライアンス委員会が中心となり、役員・従業員を対象にデータプライバシー、ハラスメントなどに関するオンライン研修および集合研修等の教育活動を実施しました。グローバル内部通報システムにつきましては、通報傾向の分析や対応課題の抽出など、その運用状況をレビューしました。また、ハラスメント防止規程等の制定やハラスメント相談窓口の設置など、ハラスメント防止体制を強化しました。

また、情報セキュリティ委員会が中心となり、情報セキュリティ意識教育を実施するとともに、情報セキュリティに関する自己評価を実施しました。このほか、コロナ禍における在宅勤務の情報セキュリティ対策の周知を行うなど、継続的な情報セキュリティ強化プロジェクトを推進しました。



## 会社の支配に関する基本方針

### ① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、当社および当社グループは、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、スポーツを核とした事業領域で当社が長年つちかかってきた「技術」、「製品」、「ブランド」に対する信頼こそが強みであり、これを維持し促進することが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えます。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

### ② 当社の状況および企業価値向上に向けた取り組み

当社は、2030年までの10年間にわたる長期ビジョン「VISION2030」を策定しました。これは、アシックスという会社が将来ありたい姿を長期的な視点で表したものです。

当社の創業哲学「健全な身体に健全な精神があれかし」は、世界中の人々に心身ともに健康で幸せな生活を実現してほしい、という私たちの願いそのものを表しています。変わりゆく世界のなかで、この創業哲学は、これからの社会、人々から、これまで以上に必要とされるものだと確信しています。当社はこの想いを引き続きコアとして守りながら、より広い視野で心身の健康向上に寄与するプロダクト、サービス、環境を提供していきます。

これからの10年とその先に向けて、当社は「プロダクト（パーソナライズされたプロダクト）」「ファシリティとコミュニティ（最適な環境や仲間とのつながり）」「アナリシスとダイアグノシス（パーソナルデータに基づいたコーチング）」の3つの事業ドメインで事業を拡張していきます。

また、すべての事業ドメインに共通して、「デジタル」「パーソナル」「サステナブル」の3つのテーマを掲げています。進化を続けるデジタル技術を活用し、各個人に合わせてパーソナライズされた製品・サービスを、環境に配慮したサステナブルな手法で開発・提供していきます。

これら3つのテーマを通じて、3つの事業ドメインを単独で成長させつつ、それぞれの事業ドメインが交わることで相乗効果を生み出し、価値の最大化をはかります。あらゆる角度からお客さま一人ひとりに最適な価値を提供することで、健康的で豊かなライフスタイルの実現に貢献することを目指します。

加えて、当社グループは、企業価値を継続的に高め、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるために、スピードある透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを目指し、その中で、経営管理体制の整備を行うとともに、企業経営に関する監督および監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに努め、株主の視点を経営に反映させることを心がけております。

### ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模な買付行為への対応方針の一部を改定して3年間継続することを決定いたしました（以下、改定後の当社株式の大規模な買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の概要は次のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付者による情報提供および大規模買付行為に対する取締役会の意見の公表に関する合理的なルールに従って大規模買付行為が行われることが、当社の企業価値・株主共同の

利益に資すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定いたしました。

大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

- (i) 大規模買付者には、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を書面で提供していただきます。当社取締役会は、取締役会による評価、検討、意見形成等のため必要かつ十分な本必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、直ちにその旨大規模買付者に通知するとともに、速やかに当社株主の皆様へ公表します。なお、大規模買付者からの情報提供の迅速化と当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間は意向表明書の受領から最長60日とし、延長は行いません。
- (ii) 当社取締役会は、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を設定します。取締役会評価期間の延長は行いません。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を含め、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて決議し公表します。

次に大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動要件を満たすときを除き、当社株主の皆様に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守しなかった場合のほか、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆様へ承認を得たうえで、当社株主の皆様の利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当てによる新株予約権を発行することができるものとします。なお、当社取締役会が当該判断を行う場合には、外部専門家等の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の皆様の意思を確認するものとします。かかる株主意思確認のための株主総会において、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。その場合、大規模買付者は、当社株主の皆様の意思を確認し、対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始できないものとします。

- ④ 上記取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

まず、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

次に、本対応方針は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場

合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆様への承認を得たうえで、対抗措置が発動されるように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

また、本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、独立社外取締役によって組織された独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、その判断の概要については当社株主の皆様への情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に合うように本対応方針の公正・透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

最後に、本対応方針は、株主総会における当社株主の皆様への承認を条件に継続されるものであり、その継続について当社株主の皆様への意向が反映されることとなっております。また、本対応方針は、株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従って、本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断には、当社株主の皆様のご意向が反映される仕組みとなっております。

さらに、当社取締役の任期は1年間となっており、毎年の取締役選任手続を通じて本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の皆様への意向が反映されます。

これらの措置により、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識しております。

当社の剰余金の配当は、中間配当（基準日6月30日）および期末配当の年2回を基本としております。

当期の期末配当につきましては、24円とさせていただく予定です。これにより、当期の年間配当金は、1株につき24円とさせていただく予定です。

以上に記載の金額、株式数および数値の表示単位未満の端数は、とくに記載がない限り切り捨てて表示しております。なお、割合については、小数点第2位または第3位を四捨五入して表示しております。

**連結株主資本等変動計算書**  
(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	23,972	15,481	126,967	△10,959	155,461
連結会計年度中の変動額					
利益剰余金から資本剰余金への振替		160	△160		—
剰余金の配当			△3,288		△3,288
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△16,126		△16,126
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△160		616	456
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△19,575	614	△18,960
当 期 末 残 高	23,972	15,481	107,392	△10,344	136,501

	その他の包括利益累計額					新 予 約 株 権	非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 累 計 額 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	2,054	3,438	△8,941	△306	△3,754	475	141	152,323
連結会計年度中の変動額								
利益剰余金から資本剰余金への振替					—			—
剰余金の配当					—			△3,288
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					—			△16,126
自己株式の取得					—			△1
自己株式の処分					—			456
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△713	△6,833	1,029	△8	△6,525	△76	1	△6,600
連結会計年度中の変動額合計	△713	△6,833	1,029	△8	△6,525	△76	1	△25,560
当 期 末 残 高	1,340	△3,395	△7,911	△314	△10,280	398	143	126,763

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 60社
- ・主要な連結子会社の名称

事業報告の「①企業集団の現況に関する事項 (4) 重要な親会社および子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称  
亜瑟士商事股份有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の名称等

- ・主要な会社等の名称  
亜瑟士商事股份有限公司
- ・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度にアシックストライアスサービス株式会社、アシックススポーツファシリティーズ株式会社、PT ASICS INDONESIA TRADINGを新たに設立したため、連結の範囲に加えております。

### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 5. 会計方針に関する事項

#### (イ) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法、ただし、債券につきましては償却原価法  
なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

##### (2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

当社および国内連結子会社は、定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法

在外連結子会社は、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 . . . . . 3年～50年

機械装置及び運搬具 . . . . . 2年～17年

工具、器具及び備品 . . . . . 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法

また、企業結合によって資産および負債を時価にて再評価したことにより計上した無形固定資産の主なものにはブランド、顧客基盤等があり、償却年数は10年～24年であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

使用権資産

リース期間に基づく定額法

(ハ) 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は主として個別判定で計上することにしております。

(2) 返品調整引当金

商品及び製品の返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準として計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(二) 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の連結子会社は発生連結会計年度より費用処理することとしております。

(3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。



## (ホ) 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

#### ①ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

#### ②ヘッジ対象

為替予約および通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

### (3) ヘッジ方針

当社グループは、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約につきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップおよび通貨オプションにつきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

## (ヘ) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却につきましては、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

## (ト) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (チ) 連結納税制度の適用

当社および一部の連結子会社は連結納税制度を適用しております。

## (リ) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社および一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

(会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大により、当社グループでは直営店舗、得意先店舗の臨時休業の影響を受けております。地域により状況は異なるものの、国内外における緊急事態宣言の再発出やロックダウン措置などにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は現時点においても継続しておりますが、当社グループの業績は2022年以降に本格的に回復するという仮定を置いております。

当連結会計年度における固定資産の減損および繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りにおいては、現時点において入手可能な情報に基づき、上記による影響を踏まえた見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響は不確定要素が多いため、上記の仮定に変化が生じた場合には、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結納税制度の適用)

当社および国内連結子会社は当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

### 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産

第三者の借入金等に対して、投資有価証券320百万円を担保に供しております。

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

55,235百万円

### 連結損益計算書に関する注記

#### 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
店舗資産	日本・米国・欧州等	建物及び構築物・ 工具、器具及び備品・ リース資産等	3,315
その他	日本等	建物・工具、器具及び備品等	272
合計	—	—	3,587

当社グループの店舗の資産につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。また、売却予定の資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、売却見込額を零と見込んでいる場合には、正味売却価額を零として帳簿価額の全額を減額しております。使用価値は将来キャッシュ・フロー（割引率は7.2～13.5%）に基づき算定しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式数の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	189,870,559	—	—	189,870,559

### 2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	7,179,322	63,078	414,743	6,827,657

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加63,078株は、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加61,769株および単元未満株式の買取請求による増加1,309株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少414,743株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少353,743株、新株予約権の行使による減少60,900株および単元未満株式の売渡請求による減少100株であります。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	3,288	18.0	2019年12月31日	2020年3月30日

(注) 1株当たり配当額には記念配当(当社創立70周年記念配当)6円が含まれております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	4,393	利益剰余金	24.0	2020年12月31日	2021年3月29日

### 4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 130,100株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社および当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものにつきましては、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金、社債および新株予約権付社債は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日および償還日は決算日後5年以内であります。

デリバティブ取引は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で、外国為替の実需の範囲内で為替予約取引等を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項（ホ）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社および当社グループは、営業債権につきまして、各販売部門における管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債券投資につきましては、「グローバル財務ガバナンス規程」、取引権限等を定めた「職務権限規程」において定められた権限の中で決裁を得るものとしており、かつ主に格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当社および当社グループのデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い国際的な金融機関等に限定されており、相手方の債務不履行によるリスクはほとんどないものと判断しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社および当社グループは、デリバティブ取引に関して、「デリバティブ取引管理基準」および「グローバル財務ガバナンス規程」、取引権限等を定めた「職務権限規程」を社内規程として整備し、運用しております。

取引の実行および管理につきましては、これらの社内規程に基づき、経理財務部門にて行っておりますが、実行担当者と管理担当者を分離し、取引内容、取引残高および運用の管理を行っております。

また、取引の内容等につきましては、適宜担当執行役員より経営会議に報告されております。

有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

なお、一部の連結子会社におけるデリバティブ取引、有価証券及び投資有価証券につきましては、「職務権限規程」に基づく決裁により取引を実行しており、あわせて管理部門において定期的な管理・報告がなされております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社および当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、「（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」をご参照ください。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	81,469	81,469	—
(2) 受取手形及び売掛金	50,898		
貸倒引当金（*1）	△1,924		
	48,973	48,973	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,943	6,943	—
資産計	137,386	137,386	—
(1) 支払手形及び買掛金	33,002	33,002	—
(2) 短期借入金	6,219	6,219	—
(3) 一年内償還予定の社債	20,000	20,034	34
(4) リース債務（流動）	7,888	7,888	—
(5) 社債	60,000	60,054	54
(6) 長期借入金	2,500	2,505	5
(7) リース債務（固定）	26,391	24,736	△1,654
負債計	156,002	154,441	△1,560
デリバティブ取引（*2）	(4,664)	(4,664)	—

（\*1）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、（ ）で表示しております。



(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、これらはその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

① その他有価証券で時価のあるもの

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,538	3,460	2,078
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	5,538	3,460	2,078
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,404	1,523	△119
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,404	1,523	△119
合計		6,943	4,983	1,959

② 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	154	67	1
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	14	7	—
合計	169	74	1

③ 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券につきまして193百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理につきましては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) リース債務 (流動)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。



(3) 一年内償還予定の社債、(5) 社債

当社の発行する社債の時価につきましては、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法を採用しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法を採用しております。

(7) リース債務（固定）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引いて算出する方法を採用しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	3,904	—	6	6
	直物為替先渡取引(NDF) 売建 ブラジルリアル	3,702	—	△334	△334
	ロシアルーブル	1,120	—	△2	△2
	合計	8,727	—	△330	△330

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金(予定取引)	465	—	40
	ユーロ	売掛金(予定取引)	1,402	—	68
	ポンド	売掛金(予定取引)	9,056	4,325	△127
	ノルウェークローネ	売掛金(予定取引)	448	—	3
	デンマーククローネ	売掛金(予定取引)	430	—	23
	買建				
	米ドル	買掛金(予定取引)	151,021	73,257	△4,329
	ユーロ	買掛金(予定取引)	107	—	△4
	ポンド	買掛金(予定取引)	9	—	△0
ノルウェークローネ	買掛金(予定取引)	8	—	△0	
デンマーククローネ	買掛金(予定取引)	21	—	△0	
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	364	—	(*)
買建					
米ドル	買掛金	295	—	(*)	
合計			163,633	77,583	△4,326

(\*) 振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理されている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金および買掛金に含めて注記しております。

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	760
非上場債券	120
投資事業組合出資金	397
非上場その他	884

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	81,469	—	—	—
受取手形及び売掛金	50,898	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 社債	—	—	—	120
(2) その他	—	—	—	—
2. その他	—	—	—	—
合計	132,367	—	—	120

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,204	—	—	—	—	—
社債	20,000	—	15,000	20,000	25,000	—
長期借入金	15	—	—	—	2,500	—
リース債務	7,888	7,215	4,738	3,853	5,038	5,544
合計	34,108	7,215	19,738	23,853	32,538	5,544

### 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

### 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 689円57銭

2. 1株当たり当期純損失 88円17銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計	その他利益剰余金			利益剰余金 計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	23,972	6,000	-	6,000	8,000	1,333	12,856	22,189	△10,768	41,392
事業年度中の変動額										
圧縮積立金の取崩						△13	13	-		-
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替			160	160			△160	△160		-
剰余金の配当				-			△3,288	△3,288		△3,288
当 期 純 利 益				-			938	938		938
自己株式の取得				-				-	△1	△1
自己株式の処分			△160	△160				-	616	456
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				-				-		-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△13	△2,497	△2,510	614	△1,895
当 期 末 残 高	23,972	6,000	-	6,000	8,000	1,320	10,359	19,679	△10,153	39,497

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 計		
当 期 首 残 高	1,957	3	1,960	475	43,829
事業年度中の変動額					
圧縮積立金の取崩			-		-
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替			-		-
剰余金の配当			-		△3,288
当 期 純 利 益			-		938
自己株式の取得			-		△1
自己株式の処分			-		456
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△645	△9	△655	△76	△732
事業年度中の変動額合計	△645	△9	△655	△76	△2,627
当 期 末 残 高	1,312	△6	1,305	398	41,201

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法、ただし、債券につきましては償却原価法

##### (2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 . . . . . 3年～50年

機械装置及び運搬具 . . . . . 2年～12年

工具、器具及び備品 . . . . . 2年～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

###### ① ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

###### ② ヘッジ対象

為替予約および通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

##### (3) ヘッジ方針

当社は、主に材料の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップおよび通貨オプションにおきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

##### (3) 連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しております。

##### (4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。



(追加情報)

(会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大により、当社では直営店舗、得意先店舗の臨時休業の影響を受けております。地域により状況は異なるものの、国内外における緊急事態宣言の再発出やロックダウン措置などにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は現時点においても継続しておりますが、当社の業績は2022年以降に本格的に回復するという仮定を置いております。

当事業年度における固定資産の減損および繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りにおいては、現時点において入手可能な情報に基づき、上記による影響を踏まえた見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響は不確定要素が多いため、上記の仮定に変化が生じた場合には、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結納税制度の適用)

当社は当事業年度から連結納税制度を適用しております。

### 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

第三者の借入金等に対して、投資有価証券320百万円を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,306百万円

3. 保証債務

子会社のリース取引に対し、保証を行っております。

リース取引に対する債務保証

アシックスアメリカコーポレーション 4,511百万円

合 計 4,511百万円

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 8,821百万円

短期金銭債務 16,253百万円

### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

営業収益 23,231百万円

その他の営業取引高 3,030百万円

営業取引以外の取引高 10,773百万円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	7,179,322	63,078	414,743	6,827,657

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加63,078株は、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加61,769株および単元未満株式の買取請求による増加1,309株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少414,743株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少353,743株、新株予約権の行使による減少60,900株および単元未満株式の売渡請求による減少100株であります。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
組織再編に伴う関係会社株式	6,021百万円
関係会社株式評価損失	3,288百万円
繰越欠損金	4,293百万円
関係会社出資金評価損	1,477百万円
退職給付引当金	928百万円
固定資産減損損失	340百万円
貸倒引当金	202百万円
その他	888百万円
繰延税金資産小計	17,441百万円
評価性引当額	△15,323百万円
繰延税金資産合計	2,117百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	295百万円
固定資産圧縮積立金	582百万円
その他	9百万円
繰延税金負債合計	887百万円
差引：繰延税金資産純額	1,230百万円
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
固定資産－繰延税金資産	1,230百万円

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△66.2%
国外子会社配当金益金不算入額	△82.4%
外国源泉税	26.5%
評価性引当金の増減	139.2%
その他	△3.5%
税効果会計適用後の法人税負担率	46.1%

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	アシックスジャパン株式会社	所有 直接100.0	ロイヤルティ等 の受取、支払代 行	ロイヤルティ等	4,495	売掛金	316
				支払代行等	28,881	未収入金	2,215
子会社	アシックス商事株式会社	所有 直接100.0	資金の貸付およ び預り	利息の支払	7	預り金	13,088
子会社	アシックスベンチャーズ 株 式 会 社	所有 直接100.0	業務委託	増資の引受	400	-	-
子会社	アシックスアメリカコーポレーション	所有 間接100.0	ロイヤルティ等 の受取	ロイヤルティ等	4,667	売掛金	457
				債務保証	4,511	-	-
子会社	アシックスヨーロッパB.V.	所有 直接100.0	ロイヤルティ等 の受取	ロイヤルティ等	5,487	売掛金	487
子会社	亞瑟士 (中国) 商貿有限公司	所有 間接100.0	ロイヤルティ等 の受取	ロイヤルティ等	2,644	売掛金	626
子会社	ア シ ッ ク ス ア ジ ア P T E . L T D .	所有 直接100.0	ロイヤルティ等 の受取	増資の引受	713	-	-

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 日本地域の子会社に対する資金の貸付および預りにつきましては、当社が資金の一元管理を行っております。また、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、当事業年度末の残高のみ記載しており、取引金額には利息の受取額および支払額を記載しております。
  - (2) 利息の受取および支払につきましては、市場金利を勘案し利率を決定しております。
  - (3) 保証債務は、リース取引に関するものであります。
- (注) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 222円92銭
2. 1株当たり当期純利益 5円13銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。